

鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第75号）  
の一部を改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助の対象としない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 既に倒壊したブロック塀等の撤去工事
- (2) 敷地を造成するために行うブロック塀等の解体撤去工事
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事

第9条第6号中「建物登記事項証明書、固定資産税家屋証明書、固定資産税台帳記載事項証明書、納税通知書又は建設当時の契約書等の写し等」を「土地登記事項証明書」に改める。

第9条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 市税に滞納がない証明書（補助対象者及び市内業者）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。